

Ⅲ 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援（案）について

1 趣旨・目的

- 生活保護制度における教育支援については、平成16年の社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の提言を踏まえ、平成17年度に高等学校等就学費を創設して子どもの高等学校等への進学を支援するなど、生活保護の有子世帯の自立を支援する観点から、これまでもその充実を図ってきたところである。

【参考】生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成16年12月）

「高校進学率の一般的高まり、『貧困の再生産』の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校修学が有効な手段となっているものと考えられる。このため、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」

- 近時、「子どもの貧困」が社会問題化しつつあり、生活保護制度に関する国と地方の協議の場においても、生活保護における「貧困の連鎖」が問題として挙げられ、本年3月に取りまとめられた報告書において、教育支援の強化及び教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）の拡充が指摘されたところである。

【参考】生活保護制度に関する国と地方の協議とりまとめ（平成21年3月）

「生活保護世帯における若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化、教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）の拡充等による総合的な取組について検討する必要がある。」

- 今般、内閣総理大臣から、「新しい経済対策」の策定指示に際して、子育て支援や、子ども・若者支援は、高齢者に比較して手薄であるとの指摘があるとともに、その充実への要望も強いことから、国民の要望を踏まえて、真に必要な層への効果的な政策を検討するよう指示があった。これを受けて、政府与党による「経済危機対策」においては、中長期的な成長を図るための「成長戦略」に、子育て・教育支援の一環として、「生活保護制度における子どもの健全育成支援」が盛り込まれたところである。

【参考】経済危機対策（平成21年4月）

Ⅱ. 成長戦略－未来への投資

2. 健康長寿・子育て

(3) 子育て・教育支援

- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充
 - ・ 生活保護制度における子どもの健全育成支援

- これらを踏まえ、被保護世帯の子どもの健全育成を支援するための費用を平成21年度補正予算案に盛り込んだところである。

2 具体的内容

(1) 子どもの健全育成プログラム（仮称）の策定・実施

- 子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活支援、養育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である。

このため、福祉事務所において、

- ①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援

②子どもの進学に関する支援

③引きこもりや不登校の子どもに関する支援

などの自立支援プログラム（子どもの健全育成プログラム）を策定・実施する等の取組を推進していく必要がある。これらの取組を効果的に実施するためには、子どもの教育や児童福祉に関する専門知識を有する専門相談員の配置が必要不可欠である。

- こうしたことから、子どもの健全育成プログラムに係る専門相談員の雇い上げ経費や外部委託に要する費用を、セーフティネット支援対策等事業費補助金（補助率10/10）に計上したところである。各自治体におかれては、本事業を積極的に活用して、子どもの健全育成プログラムを策定・実施していただくようお願いしたい。

(2) 子どもの学習支援のための給付（仮称）

- 「貧困の再生産」や「貧困の連鎖」の防止の観点から、被保護世帯の子どもに対する教育支援は重要である。このため、子どもの健全育成プログラムの実施と併せて、子どもの学習支援のための新たな給付を創設することとしている。

具体的には、教育扶助及び高等学校等就学費を拡充し、参考書、問題集、辞書などの購入や、クラブ活動に要する費用に充てるための経費を扶助することによって、家庭内学習やクラブ活動への参加を促進し、子どもの家庭内学習及び健全育成を支援することとしている（別表参照）。

- 本改正は、補正予算成立後速やかに告示及び実施要領を改正して行うこととしているので、その円滑な施行にご配慮願いたい。
- なお、各実施機関のシステム改修に必要な費用についてはセーフティネット支援対策等事業費補助金の対象とする予定であるが、システム改修が支給に間に合わないことも想定さ

れる。

その場合には、「基準額」又は「基本額」に学習支援費の額を加えた合計額を計上し、決定通知書の変更理由欄や備考欄等にその内訳を記載する等の方法でも差し支えないが、保護費変更の趣旨が被保護世帯に確実に伝わるように留意されたい。

[学習支援費(月額)]

小学生 : 2, 560円

中学生 : 4, 330円

高校生等 : 5, 010円

(別表)

○ 告示改正 (案)

(1) 教育扶助

学校別	小 学 校	中 学 校
区分		
基準額(月額)	2,150円	4,180円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費(月額)	2,560円	4,330円

(2) 生業扶助

区 分		基 準 額	
生業費		45,000円以内	
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	70,000円以内	
	高等学校等就学費	基本額(月額)	5,300円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料、入学金及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,010円	
就職支度費		28,000円以内	

IV 就労意欲喚起等支援事業の促進について

1 趣 旨

平成21年度当初予算において創設した「就労意欲喚起等支援事業」について、事業計画の見直しを行い、すべての対象者について当該事業の支援を実施する。

2 内 容

当該事業の対象者、支援項目、事業の委託先については、平成21年度当初予算と同様。

(1) 対象者

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

(2) 支援項目

- ① 就労意欲喚起のためのカウンセリング
- ② 生活能力（一般常識）向上のための訓練
- ③ 就労能力（パソコン操作など）向上のための職業訓練
- ④ 職業紹介
- ⑤ 就職活動支援
- ⑥ 離職防止支援

(3) 委託先

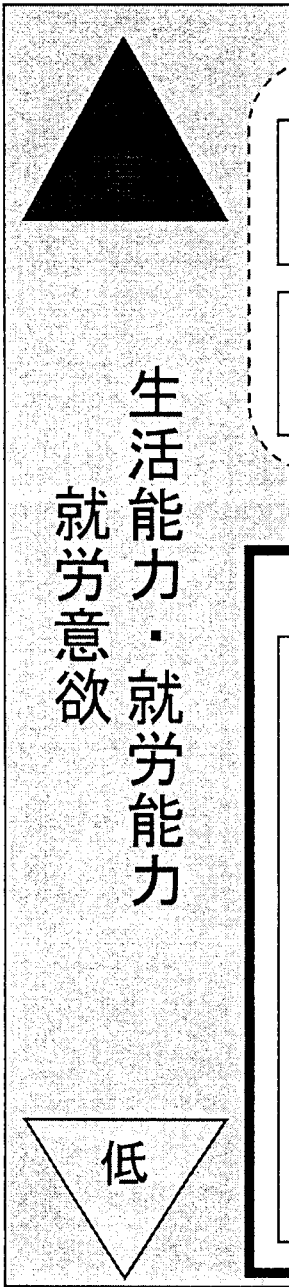
現に厚生労働大臣の職業紹介に係る許可を受けている民間職業紹介事業者、NPO法人等

3 補正予算案の内容

(目) セーフティーネット支援対策等事業費補助金
(補助率：国10/10)

就労意欲喚起等支援事業の実施について

セーフティネット支援対策等事業費補助金
(21年度予算案 210億円) のメニュー事業



既存の就労支援メニュー

生活保護受給者等就労支援事業による就労支援
 対象者：就労意欲が高い者・就労阻害要因がない者
 実績：支援対象者数7,487人 就職3,865人 (20年4月～12月)

就労支援専門員を活用した福祉事務所の自立支援プログラムによる就労支援
 対象者：就労意欲・就労能力を有する者
 実績：参加者33,408人 就職・増収9,328人 (20年4月～12月)

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者等を対象とした支援メニューの追加

対象者

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

支援項目

- ① 就労意欲喚起のためのカウンセリング、② 生活能力向上のための訓練、③ 就労能力向上のための職業訓練、④ 職業紹介、⑤ 就職活動支援、⑥ 離職防止支援 など

委託先

民間職業紹介事業者、NPO法人等

既存のメニューへスムーズな移行